

町長古川勝隆の造林計画

古川勝隆は、大正元年（1912年）から同9年まで旧太宰府町の町長を務めた人物です。彼は「金掛けの梅」で知られる五条の古川家の73代目で、生涯質素を旨とする生活を送ったと言われています。

町長在任中に彼が力を注いだ事業の一つに造林計画があります。これは「共有林野の統一」という、当時の内務省による政策に呼応したもので、それまで各部落が採草地などに共用利用してきた林野を町有財産にし、そこに植林を行うことで収益をあげ、それを町財政の柱にしようとすることでした。江戸時代から明治の中ごろまで、部落有地では野焼きが行われ、刈敷（刈った草を田畠に敷き肥料とする）を採取するため草地としての利用がなされてきました。しかし、使用する肥料の移り変わりにより、従来の草地は生産性が低下、これから有効な土地利用方法として造林が考えられるようになつたと思われます。勝隆の試みは、大正12年（1923年）に農商務省山林局が作成した報告書『部落有林野統一事例』で紹介されています。その「統一ノ動機」には、彼独特の発想をうかがうことができます。

町長就任以来の勝隆の大きな悩みは、町民の「人心統一」についてでした。旧太宰府町では、昔からの住民と、他



の地域から移り住んできた人々との「思想ハ常ニ一致セサルモノアリテ」、両者の感情的対立が町政にも影響を及ぼしている、こう彼は考えていました。特に部落有財産（林野）の存在は、各部落間の対立のみでなく移住者と旧来の住民との対立を解消していくうえで「一大障害」になつていると考へ、大正7年（1918年）、勝隆は旧太宰府町の共有林野の統一に乗り出します。生産性は落ち、住民間摩擦の一因でもあつた共有地を、町有にして木を植えることで、町にとつての宝の山へと変える計画です。造林は、以後何年もの年月を要する大事業です。その間、町には新たな雇用と、貴重な森林資源がもたらされます。また、造林事業の進行により、町の風景にも大きな変化があらわれました。それまで草地だった場所が、樹木の茂る林や森へと生まれ変わつていつたのです。

ところで、町の紋章として梅が採用されたのは大正5年（1916年）のこと、勝隆が町長の時代です。当初、彼は造林事業の一環として梅の植樹も考えていました。彼の出自に思いをはせた時、「梅」は、潤つた太宰府の実現をめざす勝隆の願いを象徴するものだつたのかもしれません。